

医療法人真生会 向日回生病院 介護医療院 運営規程

令和7年4月1日

第 1 条 〔事業の目的〕

医療法人真生会が開設する指定介護医療院（以下「施設」という。）は、長期療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

第 2 条 〔運営の方針〕

- 1 「施設」は、入所患者の意思及び人格を尊重し、常に患者の立場に立ったサービス提供に努めるものである。
- 2 「施設」は、入所者に対し適切なサービスを提供するため、入所者又はその家族に対し、当該指定介護医療院の運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、患者がサービスを選択するために必要事項をわかりやすく懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスの提供を受けることにつき、同意を得るものである。
- 3 「施設」は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第 3 条 〔事業所の名称等〕

「施設」の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人真生会 向日回生病院・介護医療院
- (2) 所 在 地 京都府向日市物集女町中海道92番地の12

第 4 条 〔職員の職種、員数及び職務内容〕

「施設」に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管 理 者 管理者は、院長が担当する。
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元化し、総括する。
- (2) 医 師 （常勤 7 名 非常勤 30 名）
医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上とする。
医師は、入院患者の病状及び身体状況等その置かれている環境的的確な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、必要な検査・投薬・処置等療養上妥当適切に行うと共に医学的管理を行う。
- (3) 薬 剤 師 （常勤 3 名 非常勤 4 名）
医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上とする。
薬剤師は、入院患者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬・注射等の薬剤を調剤すると共に、必要に応じて服薬に関する注意・効果・副作用等に関する状況把握をし、薬学的管理指導を行う。
- (4) 管 理 栄 養 士 （常勤 3 名 非常勤 0 名）
医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上とする。
管理栄養士は、入院患者の食事の適切な衛生管理を行い、入院患者の病状、身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるよう管理する。管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (5) 看護職員（看護師・准看護師）
看護師 （常勤 4 名 非常勤 11 名）
准看護師 （常勤 1 名 非常勤 0 名）
常勤換算で、病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増す毎に 1 名以上とする。
看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から入院患者の病状、心身等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。
- (6) 介 護 職 員 （常勤 15 名 非常勤 1 名）
常勤換算で、病棟における入院患者の数が 4 又はその端数を増す毎に 1 名以上とする。
介護職員は看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に、入院患者の状態等により身体の清潔保持や排泄にかかる介護等を行う。

(7) 介護支援専門員 (兼務且つ常勤の者 1名とする。)

適切な方法により、入院患者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明確にし、入院患者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。計画担当従事者と協議の上、サービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

第 5 条 [入所者の定数及び設備等]

- 1 当該施設の収容定員は、52床〔当院4病棟中、1病棟(新棟4・5階)〕とし、1病室4床以下で、1床当り6.4㎡以上とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。(2床室：4室、4床室：11室の計15室)
- 2 長期療養に必要な器械・器具類を備えた機能訓練室(83.57㎡)を有し、入所者1人につき、1㎡以上の広さを有する食堂・談話室の他、身体の不自由な入所者の利用に適した浴室も備えている。

第 6 条 [サービスの提供方法及び内容]

- 1 施設サービス計画の作成に当たっては、退院後の居宅における生活を視野に入れ、当該入院患者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と十分その内容を検討することとする。
- 2 当院施設の医師は、常に入所者の病状や心身の状態の把握に努めるものとし、特に診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査・投薬・処置等を妥当適切に行うものとする。
- 3 リハビリテーションの提供に当たっては、入所者の心身の状況及び家庭環境を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。
- 4 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴や介助浴等、適切な方法により実施するものとする。尚、入浴が困難な場合には、清拭を実施するなどにより、身体の清潔保持に努めるものとする。
- 5 排泄に係わる介護に当たっては、入所者の心身の状況や排泄状況等を基に自立支援の観点から、トイレ誘導や排泄介助等について、適切な方法により実施するものとする。オムツを提供し、適切に交換するものとする。
- 6 食事の提供については、あらかじめ作成された献立に従って行うと共に、その実施状況を明らかにしておくものとする。食事時間は適切なものとし、朝食、昼食、夕食それぞれ適時・適温を保持して出来るだけ離床して、食堂で食事が摂れるよう努力するものとする。勿論、入所者の食事は、常に衛生管理を万全とする。

第 7 条 [身体拘束]

「施設」は、入所者に対して介護保険制度で禁止されている11項目の身体拘束を原則として行いません。しかし、入所者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合については、身体拘束(抑制)を行わざるをえない場合があります。緊急やむを得ず身体拘束(抑制)を行う場合には、事前に入所者・家族に説明し、同意を得た上で実施します。但し、夜間等に身体拘束(抑制)を実施した場合については、速やかに、家族等に事情を説明し、同意を得るものとします。

第 8 条 [サービス利用に当たっての留意事項]

- 1 入所者は、介護医療院の生活上のルールや、設備の利用その他のサービス利用に当たっての留意事項については、医療法人真生会向日回生病院介護医療院入所規則に定めたものを遵守することとする。
- 2 施設職員は、入所者が当該施設サービスの提供を受けるに際しては、入所時に「介護医療院入院同意書」を提示し、医師や看護師等の医学的管理下において、規則正しい入院生活を送る留意点を説明し、同時に院内で立ち入り不可の場所や取り扱いに注意すべきことがら等についても懇切丁寧に指示し、患者並びに家族の同意を得る文章を保管する。

第 9 条 [利 用 料 等]

- 1 指定介護医療院サービス計画費のうち、10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額とする。
- 2 指定介護医療院の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（食事の提供に要する費用の額を除く）とする。
但し、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。その他に、介護保険報酬以外の「食費」や「居住費(滞在費)」及び「日常生活費」の負担がある。
- 3 介護保険報酬以外の「食費」及び「居住費(滞在費)」においては、国が定める介護保険負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、負担限度額認定証に記載されている食費及び居住費(滞在費)の負担限度額とする。
- 4 厚生大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要な費用の額を徴収する。
尚、利用者の希望による特別な療養室料（実費）

2人室	1日	3,300円	（消費税込み）
但し、616, 617号室の廊下から奥に当たる病床は、			
	1日	2,200円	（消費税込み）
4人室 以上		実費負担なし	
- 5 当該施設において提供される便宜のうち、利用者の希望で日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入院患者に負担が適当と認められる費用について徴収する。
- 6 その他の費用が必要となった場合は、その都度協議して同意を得たものに限り徴収する。
- 7 その他、利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上で対策を講じるものとする。

第10条 [非常災害対策]

非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練等の対策について万全を期するため、火災その他の災害を未然に防止し、万一火災その他の災害が発生した場合においても、人的・物的被害の軽減を図るを目的とし、防災計画を策定するものであり、病院が行う訓練の実施基準は、概ね次の通りである。

- | | | |
|----------------------|------------|----------|
| (1) 基本訓練 | （通報、消火、避難） | 6ヶ月に1回以上 |
| (2) 総合訓練 | | 年1回以上 |
| (3) その他、緊急電話リレーの活用訓練 | | 随時 |

病院の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規程する消防計画に則り、又消防法第8条に規程する防火管理者を設置して、万全を期しております。

第11条 [衛生管理等]

指定介護医療院は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めると共に、密接に連携を保つものとする。又、空調設備等により、施設内の適温は確保する。

第12条 [個人情報保護並びに守秘義務]

病院及び指定介護医療院が使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。又、退職後においてもこの個人情報の保護と守秘義務を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。この個人情報保護と守秘義務は、本契約終了後も同様です。

第13条 [事故発生時の対応]

入所者が安心して施設サービスの提供を受けられるよう、万全を期すると共に、入所者に対する事故が発生した場合は都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、入所者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

第14条 [緊急時における対応方法]

入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する。

第15条 [地域との連携等]

指定介護医療院が地域に開かれた事業として行われるよう、地域のボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものである。

第16条 [虐待防止のための措置に関する事項]

指定介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

第17条 [その他運営に関する留意事項]

- 1 指定介護医療院は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、又業務体制を整備する。
- 2 要介護度や診療の多寡を理由にサービス提供を拒否しないが、介護支援専門員の数に応じてケアプランの作成が困難な場合や、満床や希望する病床が空いていない場合及び入所の必要がない場合、並びに患者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、正当な理由として拒否することがある。尚、正当な理由として拒否した場合は他に適切な医療機関等を紹介する。
- 3 サービス提供後、長期療養が不要と医師が判断した場合は退所を指示する。尚、家族の都合等により退所に応じない場合は市町村の福祉事業等と連携を図る等の対応を行う。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人真生会向日回生病院介護医療院が定めるものとする。

[附 則]

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。